生衛法は、私たち生衛業の振興・発展を支援する法律です

生衛法に基づいて設立された生衛組合は、営業者の自主的活動による生衛業界振興のための組織です
国、指導センター、日本政策金融公庫は生衛組合を支援しています

厚生労働大臣

●振興指針
厚生労働大臣が、生衛業の振興に必要な指針を定め、生衛組合は指針の内容を具体化した振興計画を作成します。これを計画的に推進して生衛業界全体の振興を図ります

日本政策金融公庫

●金融公庫融資
生衛組合員になると、低金利で無担保・無保証人の金融公庫融資が受けられます

生衛組合

振興計画を作成

生衛業者

生活衛生営業指導センター

●標準営業約款
●各種ご相談の受付
●研修会・講習会の実施
●最新情報の発信
指導センターは、衛生水準の維持向上、経営の健全化のため、生衛業者・生衛組合を強力サポートしています

生衛法はこのような法律です

生衛法第１条（目的）
この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその**衛生水準の維持向上**を図り、あわせて**利用者又は消費者の利益の擁護**に資するため、**営業者の組織の自主的活動を促進**するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、**当該営業の振興の計画的推進**、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて**公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与**することを目的とする。

北海道生活衛生同業組合のお問い合わせ先（組合加入やご相談などお気軽にどうぞ）

名　称	所　在　地	電　話　番　号
北海道鮨商生衛組合	北海道札幌市中央区南１条西９丁目　第２北海ビル４階	011-261-2651
北海道麺類飲食業生衛組合	北海道札幌市中央区北１条西２丁目　北海道経済センター７階	011-221-5963
北海道中華料理生衛組合	北海道札幌市厚別区厚別中央２条２丁目３−２２　福八内	011-894-5548
北海道社交飲食生衛組合	北海道札幌市中央区南４条西６丁目　晴ばれビル５階	011-221-3993
北海道料理飲食業生衛組合	北海道札幌市中央区南９条西３丁目　マジソンハイツ６０６号	011-511-8013
北海道喫茶飲食生衛組合	北海道札幌市中央区大通西１６丁目２番地　北海道浴場会館１階	011-616-2611
北海道食肉生衛組合	北海道札幌市中央区大通東７丁目１８番地２　ＥＡＳＴ７ビル７階	011-280-0029
北海道理容生衛組合	北海道札幌市中央区南２条西２０丁目１番１号　ＢＥＡＵＴ２０　２階	011-621-4648
北海道美容業生衛組合	北海道札幌市中央区南２条西２０丁目１番１号　ＢＥＡＵＴ２０　２階	011-621-9659
北海道興行生衛組合	北海道札幌市中央区南３条西３丁目１５　アルファ南３条ビル５階	011-231-6361
北海道ホテル旅館生衛組合	北海道札幌市中央区大通西５丁目　昭和ビル６階	011-221-6979
北海道公衆浴場業生衛組合	北海道札幌市中央区大通西１６丁目２番地　北海道浴場会館２階	011-611-9341
北海道クリーニング生衛組合	北海道札幌市東区北１４条東１２丁目１−３　クリーニングビル２階	011-731-6700

公益財団法人
北海道生活衛生営業指導センター
〒060-0042　北海道札幌市中央区大通西１６丁目２番地　北海道浴場会館１階
TEL　011-615-2112
FAX　011-615-2113

11月は生活衛生同業組合活動推進月間です

生衛業経営の皆様と生衛組合の活動を支援する基本法

生衛法制定60周年

支えられて60年 私たち生衛法

生衛法は、私たち生衛業の営業を支援し、公衆衛生の向上を図る法律です。昭和32年に制定・施行され、平成29年に60周年を迎えました。

平成29年
生衛業を守って60年

平成12年
第16次改正
法律名称を環衛法から「生衛法」に変更

昭和54年
第8次改正
生衛法の目的を生衛業の振興と消費者保護に改正
都道府県・全国指導センターの設立

昭和32年
生衛法6月制定・9月施行
生衛組合が設立される
※当時の名称は「環衛法」

昭和30年
生衛業の経営安定のための法律制定を国会に請願

昭和20年代後半
低料金店の出現などで生衛業界は過当競争で社会問題化

公益財団法人 **北海道生活衛生営業指導センター**

生活衛生営業指導センターは、衛生水準の維持向上及び経営の健全化の観点から、生衛業の皆さまを支援する組織です。

生衛法の成り立ち

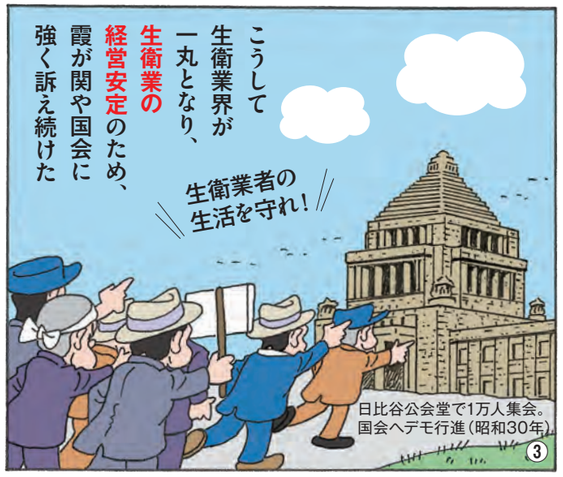

※生衛法…生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
（昭和32年当時の名称は「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」）

生衛組合の意義と活動

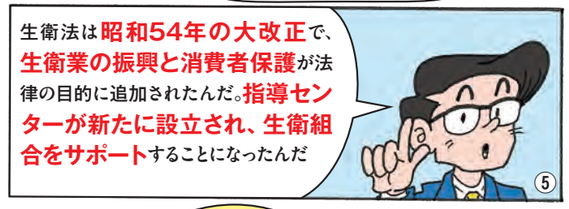

※組合加入メリットのリーフレットもご覧ください

生活衛生営業指導センターの実施事業

生活衛生営業指導センターは、「生衛法」（昭和54年第8次改正）に基づき、全国及び都道府県に、それぞれ1つだけ設立される公益財団法人です。
指導センターは、衛生水準の維持向上及び利用者・消費者を擁護する見地から生衛業の健全な発達を図ることを目的として、生衛業と生衛組合に対する支援活動を実施しています。

融資の相談

長期返済で低利の「日本政策金融公庫の生衛貸付」の申込手続きなどのご相談に応じています。

専門的な相談

顧客とのトラブル、税務申告、年金問題などについて顧問の弁護士、税理士、社会保険労務士が応じています。

経営の相談

経営や衛生などお店の経営全般についてのご相談に応じています。

研修会・講習会の実施

生衛業の基本的な問題やタイムリーな話題について定期的に開催しています。

行政や業界の最新情報の発信

生衛業に関連するニュースやイベント情報、タイムリーな調査研究結果などを発信しています。

標準営業約款（Sマーク）の策定・普及・推進

提供するサービスや商品が厚生労働省の認可基準を満たしているお店を「標準営業約款登録店」とするSマーク制度の普及・推進を図っています。

苦情相談

消費生活センター等と連携をとりながら、消費者からの苦情相談に応じています。

その他、災害協定など

福祉施設への奉仕など地域への支援活動、災害発生時の貢献のための県との協定締結などを行っています。

お問い合せ先は
各都道府県指導センターホームページで

○○県指導センター　検索